

第208回

日本司法支援センター審査委員会

議事録

第208回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和8年6月18日（木）午後1時37分～午後3時03分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 役員会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時 37 分開会

○大貫委員長 始めさせていただいてよろしいでしょうか。定足数は足りておりますので、今の段階で平出委員は入っていないのですが、済みませんが始めさせていただいてよろしいでしょうか。

それで、平出委員はオンライン参加の予定であります。それ以外には御欠席はありませんので、定足数、委員の 3 分に 2 は満たしております。本会議は有効に成立いたします。

第208回の司法支援センター審査委員会を開始させていただきます。

事務局の方から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 本日の資料を確認させていただきます。

本日の審議予定は、通常案件 5 件ございます。令和 8 年審第 1 号、資料 1、1－1、1－2、1－3、令和 8 年審第 2 号、資料 2、2－1、2－2、2－3、令和 8 年審第 3 号、資料 3、3－1、3－2、令和 7 年審第 30 号、資料 4、4－1、4－2、4－3、令和 7 年審第 31 号、資料 5、5－1、5－2、5－3、その他、措置に関する手続の概要についてに関する資料も添付しております。こちらにつきましては後ほど林室長代行より御説明いたします。

以上です。

○大貫委員長 委員の皆さん、足りない資料とかございますでしょうか。事前に配送されているかと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

○林室長代行 では、事務局の林から、最初に、措置に関する手続の概要の資料についての説明をさせていただきたいと存じます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 8 年審第 1 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 8 年審第 2 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 8 年審第 3 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第30号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第31号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○大貫委員長

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、事務局から今後の予定について連絡をお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

次回、7月の審査委員会は7月10日金曜日、午後1時30分からを予定しております。審議いただく案件は、新件2件程度を予定しております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて送付させていただきますので、御確認をお願いいたします。

○大貫委員長 それでは、以上をもちまして第208回の審査委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後3時03分閉会